



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行者：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町 1-3-29MR R デルタビル 3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

通所介護 基本報酬見直しを求める声上がる

～厚生労働省

厚生労働省は7月10日、2024年度介護報酬改定に向けて「第219回社会保障審議会介護給付費分科会」を開催し、次の各サービスについて論点を示した。

① 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

日常生活上の機能向上ならびに自立支援につながる質の高いサービスを提供するには、どのような方策が考えられるか。

② 療養通所介護

医療と介護のニーズをもつ要介護者の生活を支える通所サービスを、継続して安定的に提供する方策。

③ 通所リハビリテーション

退院時など医療保険から介護保険に移行する際、早期に適切な期間、リハを提供するための方策。また、生活期リハの評価をどのように考えるか。リハ・口腔・栄養の一体的取り組みをさらに推進させるための方策。

④ 短期入所生活介護

利用者の多様なニーズに応じたサービスを提供するための方策。

⑤ 短期入所療養介護

在宅復帰・在宅療養支援機能を促進し、医療ニーズ対応の強化を図る方策。

審議では、①について、厳しい経営状況を踏まえ、基本報酬の見直しや支援策を求める声のほか、入浴介助加算に関して「利用しやすくする工夫が必要」など再考を促す意見が出た。③については、規模の大きい施設の報酬単価が低く設定されている「大規模事業所減算」に対して「大規模化をめざす時代に逆行するもの」などとして、複数の委員が見直しを求めた。④については、「医療的ケアや機能訓練の充実のため、加算や医療との連携強化を検討してほしい」という意見が示された。また、通所系、短期入所系サービス全般について、「ウィズコロナ時代における持続可能なサービスのあり方を検討するべき」との声も上がった。

基本指針の見直し案や第1号保険料負担のあり方を議論

～厚生労働省

厚生労働省は7月10日、「第107回社会保障審議会介護保険部会」を開催。前回示された第9期介護保険事業(支援)計画(2024～2026年度)の基本指針の見直し案、介護保険の給付と負担について議論した。

基本指針の見直し案ではまず、医療計画との整合を図るために地域医療構想調整会議の結果を共有すること、重層的支援体制整備事業等により他分野との連携促進を図ることが重要である旨が加えられた。また、6月に成立した認知症基本法については、今後の施行に向けて国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、施策を推進していく必要があると追記。さらに、ヤングケアラーに対する支援推進も初めて追加された。

介護保険の給付と負担における第1号保険料負担では、昨年12月20日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」のなかで、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等について早急に結論を得ることが適当とされていた。そこで、第9段階以上の細分化や、第1～3段階の乗率の軽減などを盛り込んだ見直しイメージを示した。今後、議論を進め、今年末までに結論を得る予定となっている。

この日は職業紹介事業にも言及。職業紹介事業者に支払う手数料が高く、転職勧奨による早期離職などが問題視されていることを受け、国はこれまで手数料等の情報開示義務や返戻金制度の推奨、就職後2年間の転職勧奨の禁止などの措置を行ってきた。これらに加え、今後の対応として①悪質な職業紹介事業者の排除、②有料職業紹介事業のさらなる透明化、③優良な職業紹介事業者の選択円滑化、④ハローワークの機能強化——を検討することを示した。

実績報告書の記入内容等を明示

～厚生労働省

厚生労働省は7月7日、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&Aの送付について」を自治体等に事務連絡した(介護保険最新情報 Vol.1159)。

介護職員等ベースアップ等支援加算の取り扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金の取り扱いに倣えばよいとし、「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(vol.1～4)」を参照するよう求めた。令和4年度実績報告書別紙様式3-2の各加算の「グループ別内訳」の記入については、グループ別に加算を配分した額(「本年度の加算の総額(都道府県国民健康保険団体連合会から介護職員処遇改善加算等として事業所に支払われた額)」をグループごとに賃金改善額の割合に応じて按分する等して算出した額)を記入することとした。

生産性向上 ビギナーセミナー受講を勧奨

～厚生労働省

厚生労働省は7月6日、「生産性向上の取組に関する介護事業所向けビギナーセミナー」の周知および受講勧奨を自治体等に事務連絡した（介護保険最新情報 Vol. 1158）。

これは、介護分野における生産性向上の取り組みのさらなる普及啓発を目的としたもので、講師は、2016年から国の介護事業生産性向上の施策づくりにおいて中心的役割を担い、対話を通じた組織開発と人づくりをオンラインで伴走支援する「ソシウエル」を展開する株式会社 TRAPE(トラピ)代表取締役社長の鎌田大啓氏。

プログラム内容は、第1部が講義で「介護サービスの生産性向上の基本と取組のポイント～介護経営としての業務改善の考え方と今日からできること」、第2部は発表・対談で「介護現場の生産性向上の取組発表」となっている。

開催日は第1回関東が7月28日で、以後、第2回北陸・甲信越が8月2日、第3回東海・近畿が8月3日、第4回中国・四国が8月4日、第5回九州・沖縄が8月10日、第6回北海道・東北が8月24日。開催時間は13～15時で、Web開催となるため、定員に上限はない。参加申し込み締め切りは開催約5日前。

8月下旬から、同セミナーのフォローアップセミナー「地域のモデル事業所を目指してみんなで実践しよう」を開催予定。

要介護者と介護者 65歳以上の組み合わせが6割超える

～厚生労働省

厚生労働省は7月4日、「2022(令和4)年国民生活基礎調査の概況」を発表した。

同概況の「IV介護の状況」では、「要介護者等」と「同居の主な介護者」の年齢の組み合わせが、「60歳以上同士」77.1%、「65歳以上同士」63.5%、「75歳以上同士」35.7%で、「65歳以上同士」が初めて60%を超える結果となった。2013年では「60歳以上同士」69.0%、「65歳以上同士」51.2%、「75歳以上同士」29.0%だったことから、全体的に年齢の上昇傾向が顕著であることがわかった。

また、「I世帯数と世帯人員の状況」では、「65歳以上の者のいる世帯」は約2,747万4,000世帯で全世帯の50.6%を占めており、この数字が50%台に突入したのも初めて。「65歳以上の者のいる世帯」のうちの「高齢者世帯」の世帯構造については、「単独世帯」が約873万世帯(高齢者世帯の51.6%)、「夫婦のみの世帯」が約756万2,000世帯(同44.7%)。「単独世帯」を男女別に見ると、男性35.9%、女性64.1%で、最も多い年齢層は男性では「70～74歳」(28.7%)、女性では「85歳以上」(24.1%)となっている。

社会福祉法人の経営状況 電気代が前年度比 1.6 倍に

～独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構は7月4日、「社会福祉法人経営動向調査(2023年6月調査)」の結果を公表した。今回の調査は、6月1日から22日まで実施し、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人383法人から回答を得た。

社会福祉法人の経営状況では、業況のDI(各項目の第1選択肢の回答数割合から第3選択肢の回答数割合を差し引いて算出したもの)は、前回調査から16ポイント上昇し△12。サービス活動収支(黒字・赤字)のDIも同8ポイント上昇し△8、従業員数のDIも同1ポイント上昇し△63となった。特別養護老人ホームでは、サービス活動収支(黒字・赤字)のDIは3ポイント上昇し△10、施設全体の従業員数のDIは1ポイント上昇し△57、介護職員の確保DIは2ポイント低下し△85だった。

原油価格や物価高騰の影響については、98.7%の施設が影響を受けていると回答。そのうち96.8%の施設が水道光熱費が増加し、うち64.6%が20%以上増えたと回答した。車両費(ガソリン代等)・保健衛生費(消毒液等)・介護用品費(おむつ等)についても、50%以上の施設が増加していた。また、昨年9月調査から今回調査まで計4回すべてに回答した施設を集計したところ、空調における電気使用量が多くなる時期では1カ月当たりの電気代が前年度比で最大1.6倍に、ガス使用量が多くなる12月のガス代が同最大1.4倍だったことも明らかになった。

技能実習廃止・新制度創設 論点(案)を修正

～出入国在留管理庁

出入国在留管理庁は6月30日、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第9回)」を開催。現行の技能実習制度を廃止して、新たな制度を創設するよう求める「最終報告書」の取りまとめに向けた論点(案)を整理した。

具体的には、前回の会議で示された論点(案)に新たに加筆・修正した箇所を提示。「1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等【総論】」の(3)新たな制度と特定技能制度の関係性の項目には、「技能水準」を追記。また、「5 監理・支援・保護の在り方」では「(6)国、自治体、法テラス、弁護士会、NGO等の支援及び相談への関与の在り方(外国人技能実習機構との連携の在り方を含む)」が、「8 送出機関及び送出しの在り方」では「(3)国際的なマッチング(職業紹介)機能の適正化方策(監理団体等の関与の在り方を含む)」が、「9 日本語能力の向上方策」では(2)就労開始後の日本語能力向上の仕組み(目的、具体的方策(インセンティブ付与等))に「日本語教育環境の整備」がそれぞれ書き加えられた。

これらの論点を踏まえ、最終報告書は今秋を目途に取りまとめられる予定。